

事業承継

会社を後継者に円滑に承継し、
会社、従業員、家族を守るために

1

自己紹介

クーリエ法律事務所 弁護士 酒井 尚 土 (さかい なおと)

〒530-0044 大阪市北区東天満2-9-4 千代田ビル東館4B

最寄り駅：地下鉄南森町駅、JR大阪天満宮駅

TEL 06 6232 8660 ホームページ：<http://www.legalawyer.jp>

◆経歴

- H13.10 弁護士登録、神戸の法律事務所に弁護士として勤務
- H20.6～H22.6 近畿財務局に金融証券検査官として勤務
- H22.7～H25.7 国税不服審判所大阪支部に国税審判官として勤務
- H25.8 法律事務所を開設。

◆事務所の特徴

相続事件・税務紛争・中小企業法務を中心に扱う。各種専門家と連携。

2

相続によって会社の経営が脅かされる!?

事業承継について準備をしないまま、現経営者(現オーナー)の相続を迎えてしまうとどうなるか・・・

- 相続人に株式などが分散し、後継者の経営権が弱くなるおそれ。
- 「遺留分」を持つ相続人(遺留分権者)の遺留分減殺請求権(いりゆうぶんげんさいせいきゆうけん)によって、後継者の株式が遺留分権者との共有になり、経営権が弱くなるおそれ。また、後継者が遺留分権者に支払う賠償金が高くなり、後継者(肩代わりした会社)が経済的に逼迫するおそれ。
- 株式相続に伴う多額の相続税で後継者(または会社)が困窮するおそれ
⇒相続によって会社経営が脅かされないよう事前に事業承継の準備を

3

事業承継の大きな流れ

- 前提: 後継者の確保、選定
- 準備:
 - 相談する相手(専門家)の選定: 家族・腹心・後継者候補者以外では、税理士、弁護士、コンサル、M&Aアドバイザー、金融機関等が考えられる
 - 現オーナー(現経営者)に相続が今開始したとすると、どうなるかある程度正確に知る《税務、民法》
 - 会社株式の評価額(相続税評価額及び譲渡時価)、相続税の額を知る 《税務》
 - 法定相続分、遺留分を知る 《民法》
- スキームの策定、共有、実行(相続前・相続後)

4

事業承継を考える上で(留意点)

- 事業承継の話を誰が切り出すのか？ 現オーナーが理想だが、後継者、会社幹部等のケースも。
- 後継者の候補者は誰か？：①親族、②親族以外の役員・従業員、③社外の第三者、M&Aの相手)
- 事業承継につき、ヒト、カネ、モノに分けて問題を整理するのも一つ。
ヒト：①後継者、②相談者、③従業員確保、④利害関係者の協力
カネ：①相続税評価額、②納税資金、③遺留分対策資金・株式買取資金、④負債
モノ：①株式、②オーナーの事業用資産、③その他

5

事業承継を考える上で(後継者)

- まずは後継者候補者の意思確認を(M&Aに方向転換？)
- 承継後に後継者をサポートする体制が社内で十分か？サポート体制の構築を(社外専門家の力を借りることも)
- 先代が亡くなった後にやるべきこと、起きる課題について、予め後継者と情報共有、意思疎通しておく
- 社員、役員としての経験、実体験をつませる(たたき上げ、生え抜き社員に対する配慮)
- 社外の会社や海外での経験
- 後継者の教育・育成は、早期から取り組む

6

事業承継を考える上で(他の留意点)

- 「従業員」については、代替わりをしても辞めてしまわないようにする必要。株式を一部もたせたり(従業員持株)、重要人物に一定の役職を任せたり、退職金などを手厚くするなど。
- 「株式」については、①名義株の整理、②株式(経営権)の分散防止策(生前贈与、遺言、持株会、会社から相続人への売渡請求制度や会社が強制取得可能な種類株式の導入、金庫株=自己株式化など)、③相続後に誰にどんな株式を持たせるか(種類株式や属人的株式など、特殊な株式を利用するか否か)について検討する(後述)。

7

事業承継を考える上で(他の留意点)

- 「株式」を相続させる場合は、できるだけ遺言で取得者を決め、法定相続人らの共有は避けること。法律上、遺言がないまま相続人に共同相続されると、遺産分割協議終了まで株式が共有状態となってしまう(※過半数の多数決により議決権等が行使されることに)。
- 「負債」については、経営者・オーナーの保証債務を把握しておく必要あり(相続には債権者である銀行等の協力が必要な場合も)。
- 「カネ(納税資金、遺留分対策資金、株式買取資金)」はどこから調達するか:相続財産から?会社から?メインバンク(信用保証協会)や日本政策金融公庫から借りる?

8

経営権①

- 経営権とは一般に、経営者が持つ権利(※厳密な法律用語ではない)のこと。通常は(議決権のある)株式の最大保有グループが持つ。
- 議決権のある株式の1/2以上を所有していれば、通常はその会社の経営権を持つ(単独で株主総会の普通決議ができるため)。役員を選任決議、役員報酬の決議もできる。自ら取締役になれる。
- 議決権のある株式の2/3以上を所有していれば、より強固な経営権(支配権)を持つことになる(単独で株主総会の特別決議ができるため)。定款の変更や、合併等、役員解任の決議もできる。

9

経営権②

- 議決権のある株式の2/3以上を所有していないと重要な決議を単独でできないため、事業承継後、後継者2/3以上確保が目標。
- ただし、現オーナーが議決権株式を100%保有している場合は、事業承継後もできるだけ後継者による100%保有を目指す。
 - 株式が分散すると、いずれ相続が発生し、株式の収集が困難になる
 - 少数株主が単独株主権(①)や少数株主権(②)を行使してくる可能性
 - ①の例: 株式発行差止請求権、取締役会招集請求権、株主総会決議取消の訴え、定款・株主名簿・計算書類・議事録等の閲覧請求権
 - ②の例: 株主総会招集請求権、株主提案権、検査役選任請求権、役員解任請求権、会社の解散請求訴訟権

10

相続対策：経営権確保 遺言書の作成(1)

同族会社の株式を後継者に集中的に単独承継させるために、遺言書でオーナーの株式を後継者に遺贈または相続させるのが経営権確保の第一歩となることが多い(ただし、遺留分侵害の問題あり。後述)

- 必ず専門家に事前相談をしてから作成すること
- 弁護士への相談のみならず、税理士に相続税(二次相続の相続税も)の試算や、相続人らの適切な相続割合の検討をしてもらったり、司法書士にはこの遺言の内容で登記ができるかどうかや登記費用の検討をもらった上で、遺言書の内容を決定するとよい。

11

相続対策：経営権確保 遺言書の作成(2)

【留意点】

- 遺言書は何度でも作りかえることができる。
- 遺言書は公正証書にしておく、死後に裁判所での検認が不要で、遺言書の有効性についての争いも少なくなる。
- 遺言書を作成していても、死後に、相続人ら全員が合意して遺言書の内容と異なる遺産分割協議をする場合がある(ただし、遺言執行者の指定、選任がされていれば、遺言と異なる遺産分割協議は原則無効となる)。

12

相続対策：経営権確保 遺言書の作成(3)

遺言できることは、法律で決められている。以下は代表的な遺言事項。

- 遺贈
- 相続分(相続割合)の指定
- 特別受益の持戻しの免除
※「持戻し」とは、相続人の一部に生前贈与された財産を相続財産に加算した上で各相続人の取り分を計算すること(生前贈与を受けていた人は遺産の前渡しを受けていることになり、相続による取り分が減少する)。
- 遺留分減殺方法の定め (※減殺請求の相手方、対象財産、その順位などを指定できる。後述)
- 遺産分割の方法(現物分割、換価分割、代償分割等)の指定

13

相続対策：経営権確保(持株会)

- 従業員持株会の導入：安定株主確保、(配当等による)社員の福利厚生、モチベーションアップ
- オーナーが従業員(持株会)に株式を譲渡することになるが、オーナーの株数を予め削減することで、オーナーの相続対策・遺留分対策にもなりえる。
- 相続税に関するメリットも。

14

相続対策：経営権確保（種類株式等）

- 種類株式の導入：議決権制限株式、取得請求権付株式、取得条項付種類株式、全部取得条項付種類株式、拒否権付種類株式、配当等の優先・劣後株式、役員選任権付種類株式など
- 代表的な活用例—議決権制限株式：自社株式の一定数を議決権のない種類株式（無議決権株式）とした上で、後継者以外の相続人には「無議決権株式」を相続させる（議決権以外の株主権は残る）
～遺留分侵害を生じさせないようにしつつ、普通株式を相続した後継者に経営権を集中させることができる
- 株主総会の特別決議による定款変更、商業登記等が必要

15

相続対策：経営権確保（属人的株式）

- 属人的株式の導入：非公開会社では、定款で定めると、配当や議決権などにつき株主ごとに異なる取扱いができる（通常はできない）。たとえば、「経営者（後継者）などが保有する株式については、議決権の個数を〇倍にする」、「役員以外の株主は議決権を持たない」といった定め。
～後継者は少ない株式保有数での支配権獲得が可能に。
- 属人的株式導入の定款変更をするに当たっては、総株主の過半数かつ総株主の議決権の4分の3以上の賛成による特殊決議が必要。
- 種類株式と似ているが、属人的定めができるのは配当や議決権などに限定されている、商業登記に表示されない、などの点で異なる。
- 不明点が多い新しい制度なので、導入前に必ず弁護士等に相談を！

16

遺留分

「遺留分」とは、亡くなった人(被相続人)の財産について、(兄弟姉妹以外の)法定相続人に保証されている最低限の相続分(割合)のこと。被相続人の遺贈や生前贈与などで、法定相続人の遺留分を侵害してしまうと、遺留分減殺請求権を行使されるおそれがある。

遺言書によるとある法定相続人の相続分が他の相続人に比べて極端に少ない場合や、被相続人から多額の生前贈与を受けている人がいた場合に、自分の遺留分が相続できなくなる法定相続人は、不足分を取り戻すために、遺贈や生前贈与を受けた人に対して、その遺贈等を失効させる遺留分減殺請求権を行使できる。

⇒遺留分は争続の原因、事業承継において対策が必要な問題！

17

遺留分:遺留分権者

- 遺留分をもっていて、遺留分減殺請求ができる人は、「被相続人の法定相続人」ですが、被相続人の兄弟姉妹は含まれません。
- 具体的には、被相続人の配偶者(妻・夫)、子供、親、祖父母、孫などが法定相続人となる場合に、遺留分減殺請求ができることとなります。
- (遺留分権利者の相続人や包括受遺者、遺留分権利者から遺留分減殺請求権を譲り受けた者も遺留分減殺請求ができます。)

18

遺留分:遺留分の割合

- 遺留分を持つ法定相続人「全体」の遺留分は、相続財産の $1/2$
ただし、相続人が直系尊属(被相続人の父母や祖父母など)のみの場合は、 $1/3$
※ $1/2$ (または $2/3$)が遺言で自由に処分を決められる「自由分」
- 遺留分を持つ相続人「各人」の具体的な遺留分は、遺留分全体のうち各相続人の法定相続分に応じた部分となる。
例:法定相続人が妻1人と子2人なら、遺留分は全体で $1/2$ となり、
①妻の遺留分: $1/2 \times$ 法定相続分 $1/2 = 1/4$ 、②子らの遺留分: $1/2 \times$ 法定相続分 $1/4 = 1/8$ ずつ、となる

19

遺留分:前提となる法定相続分

法定相続人の組み合わせ	法定相続分
配偶者と被相続人の直系卑属	配偶者 $2/3$ 、直系卑属 $1/3$
配偶者と被相続人の直系尊属	配偶者 $2/3$ 、直系尊属 $1/3$
配偶者と被相続人の兄弟姉妹	配偶者 $3/4$ 、兄弟姉妹 $1/4$
その他の場合(配偶者のみ、直系卑属のみ、直系尊属のみ、兄弟姉妹のみの場合)	100%

※同順位の直系卑属、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は平等。ただし、第3順位の被相続人の兄弟姉妹(子供ではなく!)が相続人となる場合、故人と父母の一方のみが同じ「半血兄弟」の相続分は、故人の父母の双方が同じ「全血兄弟」の相続分の $2/3$ 。

※婚姻関係にある男女間で生まれた「嫡出子」と、嫡出子でない「非嫡出子」の法定相続分は平等。

20

遺留分:侵害が問題となる行為

以下のような行為はいずれも法定相続人の遺留分を侵害することができず、侵害する行為は遺留分減殺請求の対象となる。

- 遺贈〈遺言〉
- 相続分の指定〈遺言〉
- 死因贈与〈契約〉
- 以下の生前贈与〈契約〉
 - ①相続開始前1年間の贈与、②当事者が遺留分権者に損害を与えることを知って行った贈与、③婚姻・養子縁組のために、あるいは生計の資本等として行った贈与(特別受益)、が含まれる。
- 特別受益の持戻しの免除〈遺言等〉

21

遺留分:遺留分減殺請求がされると

遺留分減殺請求がされると、遺贈や生前贈与など遺留分を侵害する行為が一部失効し、株式等の対象財産について遺贈等を受けた人と遺留分減殺請求をした人との共有状態になる。

ただし、遺留分減殺請求を受けた人(相続人、受遺者、受贈者)は、遺贈等の対象物件について、金銭での価額賠償を選択できる(遺留分減殺請求をした人にお金で弁償して現物を渡さずに解決できるということ)。

⇒やはり資金の準備、確保が重要

22

遺留分:侵害が発生しやすいケース

遺留分を侵害し、遺留分減殺請求がされるおそれが高い場合としては、

- ①主な相続財産が、自社株式、(同族会社に貸している)事業用の土地・建物などである場合
※分割承継が望ましくない(後継者等への単独承継が望ましい)財産
- ②遺言者が過去に相続人の一部に対して大きな生前贈与していた場合
- ③遺留分を有しない者(兄弟姉妹や孫も含まれる。)に財産の大半を取得させようとする場合

が挙げられる。

⇒このような場合、遺留分侵害の発生を前提とした対策の検討が必要に。

23

相続対策:遺留分対策(1)

1. 遺留分の放棄(+遺言)

- 家庭裁判所の許可を得れば、予め法定相続人に遺留分を放棄してもらうことが可能(相続の放棄と異なり、生前に放棄してもらうことが可能)。ただし、遺留分の放棄をする相続人自身が家庭裁判所に申立てをしなければならぬ(代償としての生前贈与等が必要になる場合も)

※遺留分の放棄をしても生前に相続分を放棄したことにならない。そのため、遺留分放棄者には(株式等を)相続をさせない内容の遺言をきちんとしておかなければ、遺留分放棄者も遺産分割協議で相続分を主張できることになってしまい、目的が達成されなくなってしまう。

24

相続対策：遺留分対策(2)

2. 除外合意

中小企業の株式の生前贈与について、遺留分算定の基礎財産から除外する合意(中小企業経営承継円滑化法4条・5条)。

この合意を推定相続人から取り付け、経済産業大臣への確認、家庭裁判所の許可などの要件満たすことによって、遺留分算定の基礎財産から除外することが可能。

中小企業の株式をオーナーが後継者に生前贈与しても、できるだけ遺留分侵害が生じないようにする(または金銭賠償で対応しやくするための制度)。

Cf. 「固定合意」

25

相続対策：遺留分対策(3)

3. 生命保険の活用

- 遺留分侵害が発生する場合に、オーナーが現預金で、後継者を受取人とする生命保険に加入することが考えられる。①相続財産(現預金)、遺留分侵害額を減少させ、②遺留分減殺請求がされても保険金で価額賠償し、自社株等の重要な相続財産を渡さなくてもよいようにすることができる。

メリット: 生命保険金は原則として、相続財産ではなく(受取人固有の財産)、遺留分算定の基礎財産にも含まれず(※税務上は相続財産とみなされるが一定額まで非課税)、死亡後比較的速やかに支払われる。

- 他に、後継者に生命保険に加入させ(被保険者:オーナー)、オーナーが後継者に保険料相当の金銭の贈与をすることも(贈与税の負担を考えると長期間かけて実行する必要がある場合が多い)。

26

相続対策：遺留分対策(4)

- その他、同族会社が自社を受取人とする生命保険に加入し、相続発生後に会社が受け取った生命保険金を後継者からの相続株式の買取資金として利用することも。法定相続人に遺留分以上の株式を相続させつつ、相続後に後継者に経営権の集中を図ることができる。
～生命保険は、節税対策、納税資金対策、遺留分対策に使える！

※死亡退職金についても、生命保険と同様、受取人固有の財産となり(遺留分算定の基礎財産に含まれない)、価額賠償に使うことができる(ただし、異論あり。少なくとも退職金規程・制度を整えておくべき)。

27

相続対策：遺留分対策(5)

4. 養子縁組 △

- 養子縁組は相続税の節税に使われるが、相続人の身内を被相続人の養子にして、遺留分を持つ子供の数を増やすことにより、遺留分減殺請求権を持つ相続人の遺留分を減少させることも考えられなくはない。
- ただし、相続税対策としても、遺留分対策としても一定の有効性はあるものの、身分関係に関することであり、他の子供らの法定相続分を減少させることにもなり、親族の納得、公平感を得られず、あるいは税務署から偽装縁組の疑いをかけられるなどして、新たな紛争を生むおそれるため、相続税・遺留分対策のみの目的の養子縁組についてはお勧めできない。
- そもそも、当事者間に真正な縁組の意思がなければ、縁組は無効

28

相続対策：遺留分対策(6)

5. 種類株式、属人的株式の導入(前述)

- 法定相続人に遺留分以上の(典型例:議決権のない)株式を相続させつつ、後継者に経営権の集中を図ることができる。

6. 相続株式の売渡請求制度の導入

- 非公開会社では定款で、相続などの一般承継により取得した株式を会社が強制的に買い取ることができると定められる。会社は相続等を知った日から1年以内に、相続人に株式の売渡を請求する。
- 売渡請求には株主総会の特別決議が必要となることや、会社法による取得財源規制があることや、買取価格についての協議成立が容易ではなく裁判になるケースがあるという点などに注意が必要

29

相続対策：遺留分対策(7)

7. オーナーの自社株等の保有数の削減

- 従業員持株会や同族会社にオーナーの株式等を一部譲渡して保有株式等を減らせば、後継者に株式等を相続、贈与したときの遺留分侵害額が減少する。代表者が後継者に株式を毎年少しずつ生前贈与する方法も。

8. 価額賠償(生命保険、死亡退職金)

- 遺留分減殺請求権を行使された相手方(後継者)は、対象物件の全部または一部について価額賠償を選択できる。
遺言者は生前に後継者と協議して、株式や事業用資産について価額賠償の資金策を検討しておくこと。不足があれば、生命保険金など(後継者が固有に取得する財産)で準備することも考えられる。

30

相続対策：遺留分対策(8)

9. 遺留分減殺方法の指定について

- 遺贈等に対して遺留分減殺請求がされたとき、遺贈等の対象となった財産が複数ある場合には、原則、対象財産全ての一部につき(財産の価額の割合に応じて)減殺請求者に帰属することになってしまう(共有)が、遺言で別の扱いをするように意思表示することが可能。
したがって、遺言書で遺留分減殺請求の相手方、対象財産、その順位などを指定でき、たとえば、自社株や配偶者が住む自宅などについては最後に遺留分減殺請求するように指定でき、結果的にこれらの全部又は一部を減殺請求の対象から外せる(場合がある)。

31

その他、相続発生前にしておくべきこと

1. 名義株式の整理

- 親族知人の名義を借りて会社を設立し、そのままになっている場合に、株式の実質所有者や名義人の相続の際に、相続人にとって想定外の株式が相続財産と認定されたり、名義人の相続人が会社に名義書換を求めてくるなどのおそれ。
- 後継者には事情が分からないことが多く、実質所有者が生前に名義株を整理しておくべき。整理方法は、関係者と会社で事実関係を確認の上、株式名義人から承諾を得て、株主名簿の名義を書き換える。

2. 経営者の貸付金について

- 経営者から会社への貸付金が膨らんだ状態で、経営者に相続が起こると、その貸付金債権が相続財産となってしまう、多額の相続税が発生するおそれ。対処方法については税理士、会社と相談すること(代表者の債権放棄など)。

32

相続税贈与税の納税猶予制度(トピック)

平成30年度の税制改正大綱: 中小企業の非上場株式の相続税等の納税猶予制度の特例の導入

- 現行の納税猶予制度は、代表者から相続等を受けた後継者・筆頭株主(1名)について、発行済株式の2/3を限度に80%相当の相続税等(最大約53%の株式の相続税等相当額)について、納税を猶予するもの。猶予が認められた場合でも、申告期限後5年間の平均で従業員の雇用を8割維持できなければ、猶予が打ち切られ、猶予税額を支払うことに。
- 今回の税制改正が実現すると、特例により、後継者株主(最大3名まで)について、最大で、全株式100%の相続税等相当額の納税猶予ができるようになり、申告期限5年間平均で従業員の雇用8割維持という条件を満たさなくても猶予は打ち切られない予定。

33

最後に

- まずは現状で、経営権確保策、遺留分対策ができていないか確認を！
- 代表者のご存命の間に対策を検討し、できるものは実行する！
- 遺言書の作成は必ず検討しましょう！
- 生命保険の活用ができないか検討を！
- まず弁護士と税理士には相談を！

34